

【所得控除】

種類	控除の内容	控除額																				
社会保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする親族の社会保険料を支払った場合。</p> <p>※親族の年金からの天引き分は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な社会保険料 健康保険料、国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金等</li> <li>・ <b>種類、支払金額</b>を3の⑬欄に記入してください。</li> <li>・ <b>合計額</b>を4の⑬欄に記入してください。</li> </ul>	支払額の合計額																				
小規模企業共済等掛金控除	<p>小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金または心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>種類、支払金額</b>を3の⑬欄に記入してください。</li> <li>・ <b>合計額</b>を4の⑭欄に記入してください。</li> </ul>	支払額の合計額																				
生命保険料控除	<p>受取人のすべてをあなたまたはあなたの配偶者や親族とする一般の生命保険料、介護保険料、個人年金保険料を支払った場合。</p> <p>※ 生命保険料控除の合計適用限度額は70,000円です。</p> <p>※ 新制度のみ、または新・旧制度併用の場合の適用限度額は28,000円です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>種類ごとの合計金額</b>を3の⑮欄に記入してください。</li> <li>・ <b>合計額</b>を4の⑮欄に記入してください。</li> </ul> <p>① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る控除【新契約】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約に係る控除【旧契約】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>一律35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 新契約と旧契約の双方について控除を受ける場合 次に掲げる金額の合計額（限度額28,000円） 新契約分 上記①により計算した金額 旧契約分 上記②により計算した金額</p>	年間の保険料	控除額	12,000円以下	支払額の全額	12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	56,001円以上	一律28,000円	年間の保険料	控除額	15,000円以下	支払額の全額	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円	70,001円以上	一律35,000円	
年間の保険料	控除額																					
12,000円以下	支払額の全額																					
12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円																					
32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円																					
56,001円以上	一律28,000円																					
年間の保険料	控除額																					
15,000円以下	支払額の全額																					
15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円																					
40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円																					
70,001円以上	一律35,000円																					
地震保険料控除	<p>あなたや親族の居住用家屋又は生活用動産の地震等による損害を補てんするための契約に係る保険料を支払った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>種類ごとの合計金額</b>を3の⑯欄に記入してください。</li> <li>・ <b>合計額</b>を4の⑯欄に記入してください。</li> </ul> <p>① 地震等損害保険契約に係る保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払額×1/2（適用限度額25,000円）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>② 長期損害保険契約に係る保険料（平成18年12月31日以前に締結した契約）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円以上</td> <td>一律 10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合 ①と②の合計額（適用限度額25,000円）</p> <p>※ただし一つの保険契約でいずれにも該当するときは、どちらかの契約を選択する</p>	支払保険料	控除額	支払額×1/2（適用限度額25,000円）		支払保険料	控除額	5,000円以下	支払額の全額	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円	15,001円以上	一律 10,000円									
支払保険料	控除額																					
支払額×1/2（適用限度額25,000円）																						
支払保険料	控除額																					
5,000円以下	支払額の全額																					
5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円																					
15,001円以上	一律 10,000円																					

【所得控除】

ひとり親控除	<p>次の要件をみたす場合 現に婚姻をしていない人又は配偶者が生死不明などの人で、</p> <p>① 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない。</p> <p>② 前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする子がいる（他の人の同一年計配偶者または扶養親族とされている人を除く）</p> <p>③ あなたの合計所得金額が500万円以下</p> <p>・ 申告書表面3の⑱にチェックをし、4の⑰～⑲欄に控除額を記入してください。</p>	30万円																																														
寡婦控除	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 夫と離別したあと婚姻していない婦人で、子以外の扶養親族（他の人の同一年計配偶者または扶養親族とされている人を除く）を有し、合計所得金額が500万円以下</p> <p>② 夫と死別したあと婚姻していない婦人または夫の生死が明らかでない婦人で、合計所得金額が500万円以下の人</p> <p>・ 申告書表面3の⑰にチェックをし、4の⑰～⑲欄に控除額を記入してください。</p>	26万円																																														
勤労学生控除	<p>学生でかつ前年の合計所得金額が75万円以下かつ給与所得等以外の所得が10万円以下である場合。</p> <p>・ 申告書表面3の⑲にチェックをし、4の⑲～⑳欄に控除額を記入してください。</p>	26万円																																														
障害者控除	<p>あなたや控除対象配偶者、扶養親族（16歳未満の場合も含む）が障がい者の場合。</p> <table border="1" data-bbox="331 936 1284 1048"> <tr> <td data-bbox="331 936 523 1048">特別障害者</td> <td data-bbox="523 936 965 1048">                     身体障害1～2級 療育A1 精神障害1級                 </td> <td data-bbox="965 936 1157 969">普通障害</td> <td data-bbox="1157 936 1284 969">26万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="965 969 1157 1003">特別障害</td> <td data-bbox="1157 969 1284 1003">30万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="965 1003 1157 1048">同居特別障害</td> <td data-bbox="1157 1003 1284 1048">53万円</td> </tr> </table> <p>・ 申告書表面3の㉑に該当者の氏名等を記入し、4の⑲～㉑欄に控除額を記入してください。</p>	特別障害者	身体障害1～2級 療育A1 精神障害1級	普通障害	26万円			特別障害	30万円			同居特別障害	53万円																																			
特別障害者	身体障害1～2級 療育A1 精神障害1級	普通障害	26万円																																													
		特別障害	30万円																																													
		同居特別障害	53万円																																													
配偶者控除	<p>あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下（事業専従者を除く）の場合。</p> <table border="1" data-bbox="284 1160 1476 1348"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">配偶者控除の控除額</th> </tr> <tr> <th>扶養者に合計所得900万円以下</th> <th>扶養者の合計所得900万円超950万円以下</th> <th>扶養者の合計所得950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の配偶者</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人の配偶者（※）</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※その年の12月31日現在の年齢が70歳以上の人</p> <p>・ 申告書表面3の㉒～㉓に該当者の氏名等を記入し、4の㉒～㉓欄に控除額を記入してください。</p>		配偶者控除の控除額			扶養者に合計所得900万円以下	扶養者の合計所得900万円超950万円以下	扶養者の合計所得950万円超1,000万円以下	一般の配偶者	33万円	22万円	11万円	老人の配偶者（※）	38万円	26万円	13万円																																
	配偶者控除の控除額																																															
	扶養者に合計所得900万円以下	扶養者の合計所得900万円超950万円以下	扶養者の合計所得950万円超1,000万円以下																																													
一般の配偶者	33万円	22万円	11万円																																													
老人の配偶者（※）	38万円	26万円	13万円																																													
配偶者特別控除	<p>あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）の合計所得金額が48万円超で133万円以下の場合。</p> <table border="1" data-bbox="284 1496 1412 1944"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の所得</th> <th colspan="3">扶養者の合計所得</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1千万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48万円超95万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>133万円超</td> <td colspan="3">控除額 0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 申告書表面3の㉒～㉓に該当者の氏名等を記入し、4の㉒～㉓欄に控除額を記入してください。</p>	配偶者の所得	扶養者の合計所得			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1千万円以下	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万	11万円	105万円超110万円以下	26万円	18万	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万	1万円	133万円超	控除額 0円		
配偶者の所得	扶養者の合計所得																																															
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1千万円以下																																													
48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円																																													
95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																													
100万円超105万円以下	31万円	21万	11万円																																													
105万円超110万円以下	26万円	18万	9万円																																													
110万円超115万円以下	21万円	14万	7万円																																													
115万円超120万円以下	16万円	11万	6万円																																													
120万円超125万円以下	11万円	8万	4万円																																													
125万円超130万円以下	6万円	4万	2万円																																													
130万円超133万円以下	3万円	2万	1万円																																													
133万円超	控除額 0円																																															

【所得控除】

扶養控除	あなたが生計を一にする配偶者を除く親族（合計所得金額48万円以下）を有する場合。				
	一般の扶養親族	昭和27年1月2日～平成11年1月1日 平成15年1月2日～平成18年1月1日生まれの人			
	特定扶養親族	平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれの人			
	老人扶養親族	昭和27年1月1日以前生まれの人			
	同居老人等扶養親族	老人扶養うち、あなたや配偶者の直系尊属で同居している			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告書表面3の㉓に該当者の氏名等を記入し、4の㉓欄に控除額を記入してください。</li> <li>・ 別居の扶養親族がある場合は、申告書裏面の12に氏名等を記入してください。</li> </ul>				
基礎控除	合計所得金額	基礎控除額			
	2,400万円以下	43万円			
	2,400万円超2,450万円以下	29万円			
	2,450万円超2,500万円以下	15万円			
	2500万円超	適用なし			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告書4の㉔に控除額を記入してください。</li> </ul>					
寄附金控除	<p>都道府県や市区町村、長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部等への寄附金及び、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、町が条例で定めたもので、その金額が2,000円を超える場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告書裏面15に支払った金額を記入してください。</li> </ul>				
医療費控除	<p>あなたとあなたの生計を一にする親族の医療費を支払った場合。</p> <p>控除限度額200万円</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">支払った医療費</td> <td style="width: 33%;">- 保険金などによる補てん額</td> <td style="width: 33%;">- 10万円または、総所得金額等×5%のいずれか少ない金額</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申告書表面3の㉗に医療費、補てん額を記入し、4の㉗欄に控除額を記入してください。</li> </ul>		支払った医療費	- 保険金などによる補てん額	- 10万円または、総所得金額等×5%のいずれか少ない金額
支払った医療費	- 保険金などによる補てん額	- 10万円または、総所得金額等×5%のいずれか少ない金額			